

子どもがオンラインゲームで高額課金！

【事例】

子どもに、使わなくなったタブレット端末でオンラインゲームをさせていた。知らないうちに、子どもがオンラインゲームで 30 万円の課金をし、クレジットカード会社から請求を受けた。取り消しできないか。

【解説】

不要なタブレット端末やスマホを子どもに使用させる場合、保護者が管理できる設定（ペアレンタルコントロール機能など）をする必要があります。子ども用のアカウントを設定し、アイテムなどの購入制限や、支払方法（キャリア決済やクレジットカード情報など）の削除などをしましょう。

民法上は「未成年者のした契約は、親権者または本人から取り消しできる」とされています。しかし保護者のアカウントで課金している場合、未成年がした契約だと証明することが難しく、必ずしも契約の取り消しができるとは限りません。

携帯電話会社やゲーム会社側では年齢認証や課金上限などの仕組みを設けていますが、子どもはそれらを乗り越えて課金をしてしまいます。また、事業者による「未成年者取消」の判断基準が厳しくなっているのも現実です。

トラブルを防ぐためには、普段からオンラインゲームについて子どもと話し合い、細かいルールを決めておきましょう。また保護者も子どもまかせにせず、ゲームの内容や課金の仕組みなどを理解しましょう。